

インクルーシブな遊具広場整備指針検討委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「インクルーシブな遊具広場整備指針検討委員会」（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の目的）

第2条 委員会は、福岡市におけるインクルーシブな遊具広場の整備を検討するにあたって、専門的・技術的見地から市に対して情報の提供及び助言等を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 委員の人数は、5名以内とする。

2 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会では、委員の互選により、委員長を選任する。

2 副委員長は、委員長の指名とする。

3 委員長は委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、事務局が必要と認めたときに招集し、事務局が会議の進行にあたる。

2 事務局が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部みどり整備課に置く。

2 事務局長は、福岡市住宅都市局花とみどりのまち推進部みどり整備課長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（情報公開）

第7条 委員会は、原則として公開とする。ただし、特定の法人又は個人の情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下「非公開情報」という。）に触れる等、委員会を非公開とすべきであると市長が認めたときは、委員会を非公開とすることができる。

2 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。

3 委員会の傍聴に係る手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第8条 委員会の議事録は、委員会の議題又は論点ごとの経過を明らかにした要点筆記とする。

（任期）

第9条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

（守秘義務）

第10条 委員会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

(別表)

インクルーシブな遊具広場整備指針検討委員会 委員名簿

	名 前	所 属
委員	上角 栄子	インクルーシブふくおか 代表
	清水 邦之	NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長
	野口 信介	東福岡特別支援学校 校長
	平井 康之	九州大学大学院芸術工学研究院 デザインストラテジー部門 教授
	道下 美里	三井住友海上火災保険株式会社

(五十音順)